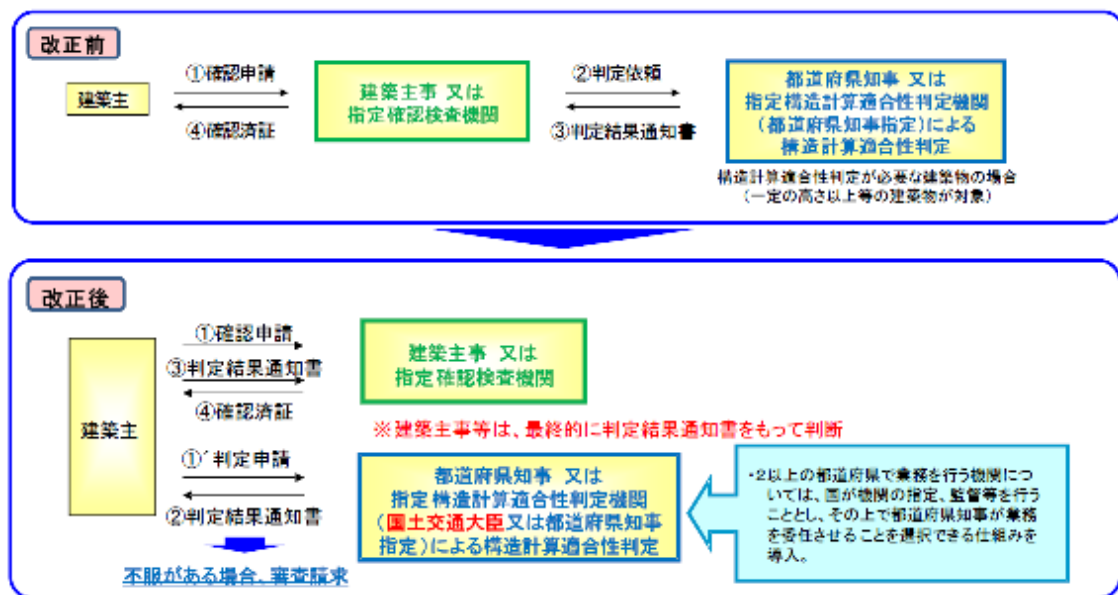


構造計算適合性判定制度の見直しについて

平成 27 年 6 月 1 日施行の「建築基準法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 54 号)」により、構造計算適合性判定制度の見直しが行われます。

1. 構造計算適合性判定の申請について

構造計算適合性判定については、これまでは建築主事や指定確認検査機関を通して適判機関へ判定依頼を行っていましたが、今回の改正により、建築主が適判機関や申請時期を選択した上で判定を直接申請していただくこととなります。この場合、確認済証の交付を受けるためには、適判機関から交付された適合判定通知書又はその写しを法定期限内までに建築主事や指定確認検査機関へ提出することが必要となります。



※大阪府知事が委任する指定構造計算適合性判定機関はこちら

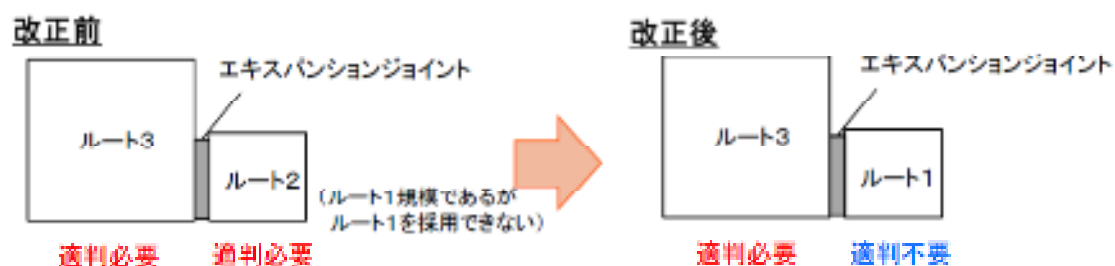
→http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_anzen/tekihan-inin/index.html

2. 構造計算適合性判定の対象について

- ① これまで法第 3 条第 2 項の規定により法第 20 条の適用が除外される既存不適格建築物について増改築等を行う場合、構造計算適合性判定は不要とされていましたが、法改正後は令第 9 条の 2 に規定する特定増改築構造計算基準(ルート 2、ルート 3 等)に該当する場合には、構造計算適合性判定の対象となります。



- ② 建築物の規模及び構造に応じ法第 20 条各号に定められているが、改正前は EXP. J. 等で構造上分離されている建築物で同条各号の異なる号に掲げる建築物に該当する場合であっても異なる構造計算を適用できず、全体としての適用を受けることになっていたものが、改正後は、建築物の 2 以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法 (EXP. J. 等) のみで接している場合には、構造耐力に関する規定の適用については、各々別の建築物の部分とみなすことに改められたことにより、各々の部分ごとに構造計算適合性判定の対象か否かの判断を行うこととなります。



3. 比較的簡易な構造計算について構造計算適合性判定の対象からの除外について

法改正後の法第 6 条の 3 第 1 項ただし書の規定により、特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準のうち比較的容易である許容応力度等計算 (ルート 2) に適合するかどうかを省令で定める要件を備える建築主事等が審査 (以下「ルート 2 審査」) をする場合は、構造計算適合性判定の対象外となります。